

埼玉会館指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県県民生活部文化振興課

令和6年7月19日から募集を開始した埼玉会館の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉会館指定管理者について

指定管理者：公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

埼玉県さいたま市中央区上峰3丁目15番1号

代表理事 加藤 容一

2 指定期間の期間について

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

令和6年7月25日実施説明会 7団体

（2）応募申請団体数

令和6年8月28日締め切り 1団体

申請団体の内訳

公益財団法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

ア 審査基準

- ① 県民の平等な埼玉会館の利用を確保することができること。
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に埼玉会館の運営を行うことができること。
- ③ 埼玉会館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

イ 審査項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ③ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ④ 指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。
- ⑤ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑥ その他、特筆すべき優れた提案に対する加点

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
市川 紅美	一般社団法人埼玉県文化団体連合会事務局長
垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
坂倉 隆	一般社団法人埼玉県経営者協会事務局次長
佐久間 仁志	公認会計士
檜山 志のぶ	県民生活部県民共生局長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

- 審査結果

応募団体1団体を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

- 審査結果

審査項目（配点）		(公財)埼玉県 芸術文化 振興財団
県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか	200点	145点
利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか	125点	92点
効果的かつ効率的な管理を実施できるか	75点	55点
指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か	75点	48点

法人等の経営基盤が安定しているか	50点	35点
その他、特筆すべき優れた提案に対する加点	50点	32点
本店又は主たる事務所の所在地は県内か	25点	25点
合計点	600点	432点

- 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団の選定理由
 - ・新たなイベントの提案（体感イベント等）について、集客・認知度向上が期待できる。
 - ・予約システムや電子チケットなど、DXの活用による利用者の利便性向上が期待できる。
 - ・これまで蓄積された施設管理のノウハウや実績などを踏まえたより効率的な施設管理業務の実施が期待できる。

5 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団の提案の概要

(1) 基本方針

- ア 質の高い作品の提供等により本県の芸術文化の振興を図る
- イ 県民が多様な芸術文化活動を自ら行える場を提供する
- ウ 芸術文化を通じた地域づくりの核として賑わいを創出する

(2) 事業計画等

- ア 文化振興に関する事業
 - ・音楽、落語、狂言など埼玉会館の特徴を活かした鑑賞機会の提供
 - ・親子で楽しめる参加型イベントの実施
 - ・無料鑑賞機会の提供など社会貢献事業の実施
 - ・建築見学ツアーなど埼玉会館のブランディング事業の実施
- イ 施設利用に関する事業
 - ・県民が多種多様な文化芸術活動等に参加する場の提供
 - ・利用者からの要望に対する照明・音響・舞台の専門職員による技術支援
- ウ 施設管理に関する事業
 - ・県有施設の効用持続年数の維持
 - ・維持管理のコスト削減
- エ 情報発信・営業宣伝に関する事業
 - ・80%以上のチケット販売率の達成
 - ・広報誌やホームページ、SNSを活用した利用者への情報提供

(3) サービス向上策等

- ア 安心して利用できる環境の提供
- イ 職員及び委託業者の研鑽
- ウ 分かりやすい館内表示
- エ 利用案内の充実
- オ DXによる利便性向上

(4) 業務体制・人員配置

- ア 館長、担当職員7名 計8名
- イ アに加え法人の総務、企画制作および舞台技術部門などが一体となり各部門の連携の下、埼玉会館を運営

(5) 収支予算案

- ア 指定管理委託料の5年間（令和7年度から令和11年度）の年平均額については、令和6年度当初予算と比較し約9%の増

(6) 利用料金に関する考え方

- ア 当面は現行利用料金を継続

(7) 個人情報の取扱い

- ア 各種法令及び個人情報保護規程等に基づき、厳格な手続きの下で個人情報を取り扱う。
- イ プライバシーポリシーの公表、職員や委託業者への指導の徹底及び統括責任者の設置など個人情報保護のための方策・管理体制を整備

(8) 危機管理体制

- ア 各種危機・リスクに対応した危機管理マニュアルの整備
- イ 訓練等の実施により不測の事態に迅速かつ適切に対応
- ウ 業務の実施における損害賠償に対応する保険に加入